

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創資金(大型投資)

施策概要

県内に工場等の新設、増設を行う企業に対して、その必要な資金の一部を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

●融資条件

区分	業種	対象経費	限度額
設備資金	製造業、道路貨物運送業	土地、建物及び償却資産の取得費用	50億円 (投資額、雇用増人数等による)
	情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業等	土地、建物及び償却資産の取得費用	4億円 (投資額、雇用増人数等による)
		土地、建物及び償却資産の賃借料(事業開始から1年間)	対象経費又は3千万円のいずれか低い額 (投資額、雇用増人数等による)
運転資金	—	人件費、その他操業に必要な経費	1億円

●融資利率

保証付年1.43%以内 保証なし年1.68%以内(変動)
※保証付の場合、0.45%~1.45%の保証料が別途必要となります。
(保証協会基本料率より低く設定してあります。)

●融資期間

運転資金 10年以内(据置2年以内含む)
設備資金 15年以内(据置2年以内含む)

●融資取扱金融機関

県内に店舗を有する金融機関

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99361.htm>

名称

企業自立化支援資金

施策概要

一般的な事業資金を金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	運転資金:7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	年2.10%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45~1.45%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99478>

名称

経営安定支援借換資金

施策概要

積極的な経営改善を行う中小企業者等を支援するために、保証協会の信用保証付き借入金の借換えをする制度です（金融機関の融資審査が必要）

資金の用途	<p>ア 保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金 借換の対象とする借入金は、本資金を含む。ただし鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金は除く。</p> <p>イ アの借換えと併せて行う経営改善の取組に必要な運転資金及び設備資金</p>
融資限度額	2億円（ただし、借換する既存借入金の当初借入額の合計額を上限とします。なお、この場合において、再借換における本資金の当初借入額は、直前の本資金の借入額（資金の用途ア及びイの合計額）とします。）
融資期間	10年以内（据置3年以内）を含む。）
融資利率	<p>通常利率：年1.66%（変動金利）／ 特別利率：年1.43%（変動金利） ※特別金利の適用は、次のいずれかに該当する場合に限ります。</p> <p>①最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近1ヶ月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3ヶ月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45%～1.08%（保証協会基本料率より低く設定してあります。）
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7249 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99475>

名称

経営安定事業継続支援資金

施策概要

最長5年間元金返済不要の期日一括返済型の資金なので、返済負担軽減を図りながら新たな資金需要に必要な資金を金融機関が融資します(金融機関の融資審査が必要となります)。

融資対象者	次の全てに該当する県内中小企業者等 ・コロナ前(令和2年1月以前)と比較し、最近3ヵ月間又は直近決算期の売上高又は営業利益が減少しているもの。 ・同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っているもの。 ・経営改善計画を作成し、その実現が見込まれるもの。
資金用途	運転資金等
融資上限額	3,000万円
融資期間	5年以内
融資利率	1.80%
保証料率	0.23%~0.68%
償還方法	期日一括返済
発動時期	令和5年4月1日から令和6年3月31日保証申込受付分まで
融資枠	30億円

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99470.htm>

名称

経営再生円滑化借換特別資金

施策概要

経営改善計画を策定し、金融機関、鳥取県信用保証協会等の支援を受けて経営再生に取り組む中小企業者等が、既存借入金のとりのためを行うために必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

資金の用途	ア 借換資金 イ アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金
融資限度額	保証協会の定めるところによります。
融資期間	15年以内(据置1年以内を含む)。
融資利率	10年以内 年1.43%(変動金利) 10年超 年1.60%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要
保証料率	年0.45%~1.08% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/202764.htm>

名称

経営体質強化資金

施策概要

業況悪化の状況における経営の維持、回復に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

資金の使途	運転資金・設備資金 ※小口融資、経営活力再生緊急資金、経営活力強化資金及び本資金の借換を含む。
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置3年以内を含む。)
融資利率	年1.43%(変動金利)
保証料率	年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	信用保証協会の定めるところによります。
保証人	信用保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

(注)セーフティネット保証5号

業況の悪化している業種(経済産業大臣が指定)に属する事業を行う中小企業者であって、次のいずれかの基準を満たすことについて事業所のある市町村の認定を受けた者を対象に、一般の保証枠とは別枠で信用保証協会が保証する制度です。

- ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小事業者等
- ②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小事業者等

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/172951.htm>

名称

再生支援資金

施策概要

中小企業活性化協議会等の支援により、経営の再建を図る中小企業者等に対して必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

資金の使途	経営改善計画の再生事業の実施に必要な運転資金・設備資金(金融機関の借換資金を含む。)
融資限度額	1億円
融資期間	15年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	10年以内 年2.10%以内(変動金利) 10年超 年2.40%以内(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	1(対象者要件ア該当の方) 年0.45%~1.08% 2(対象者要件イ該当の方) 年0.50%~1.23% ※求償権消滅保証の場合は、2の率を適用 (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99477>

名称

災害対応力強化資金

施策概要

事業継続計画(BCP)を策定または今後策定に向けた取組を進めようとする中小企業者等

融資条件等

資金の用途	設備資金(BCP等防災対策の実効性を向上するための費用に限る。災害対応力の向上に寄与しない単純な設備更新は含まない)
融資限度額	1億円
融資期間	20年(据置3年以内を含む。)
融資利率	10年以内 年1.43%(変動金利) 10年超 年1.60%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117**詳しくはこちら**<https://www.pref.tottori.lg.jp/280676.htm>

名称

災害等緊急対策資金

施策概要

県内中小企業者の経営の安定に大きな影響を及ぼす自然災害、突発的な事故等(県が指定)で影響を受けた中小企業者に施設の復旧等に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

資金の用途	運転資金、設備資金 ※借換ができる場合があります。
融資限度額	2億8千万円
融資期間	運転資金10年以内(据置3年以内を含む)。設備資金(直接被害の復旧に係るものに限る。)は15年以内(据置3年以内を含む)。
融資利率	年1.43%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要
保証料率	年0.45%~1.08%(9段階。保証協会基本料率より低く設定してあります)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

※融資条件には特例を設ける場合があります。

○令和5年4月1日現在の状況

	指定災害	指定期間
-	なし	-

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/202801.htm>

名称

事業承継支援資金

施策概要

事業承継を行う事業者のための融資です。金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

	一般	特別
資金使途	運転、設備	事業承継に必要な事業資金 ※既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借換可能(ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
融資限度額	2億8,000万円	
融資期間	10年以内(据置2年以内含む)	10年以内(据置1年以内含む)
融資利率	1.43%(変動金利)	
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。	
保証料率	年0.21%~0.48%	年0%~1.90%
担保	保証協会の定めるところによります。	
保証人	保証協会の定めるところによります。	不要
償還方法	割賦均等償還	

申込先 金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274390.htm>

名称

取引安定化対策資金

施策概要

取引先企業の倒産等による急激な取引環境の変化に伴い、経営の安定に支障を来している中小企業者等に対し、企業経営の維持及び発展を目的として、必要な事業資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

資金の用途	運転資金
融資限度額	債権額の範囲内又は5,000万円以内
融資期間	7年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	年1.66%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99476>

名称

小規模事業者融資

施策概要

小規模事業者に対する融資です。金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金(本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。)
融資限度額	3,000万円
融資期間	運転資金:7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	通常利率:年1.66%(変動金利) 特別利率:年1.43%(変動金利) ※特別利率の適用条件 次のいずれかに該当する場合に限りです。 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1か月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 ・最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	不要
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=172950>

名称

新規需要開拓設備資金

施策概要

県内中小企業者が新たな需要獲得を目指し競争力を強化するための業態転換や、SDGs認証企業の設備投資に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

	一般	SDGs特別枠
資金用途	ア 設備資金 イ アに係る事業実施のために必要となる 運転資金又は借換資金（アの設備資金に併せて借り入れる場合に限りま す。） ウ 運転資金（海外子会社等の設備投資を 目的とした当該子会社等への出資等に 限 ります。）	県版SDGs企業認証を取得し、認証に基づき 企業経営に取り組む者
融資限度額	保証協会の定めるところによります。	
融資期間	20年以内（据置3年以内を含む。） なお、特別な場合には、据置期間が 5年以内になることがあります。	20年以内（据置5年以内）
融資利率	○通常金利 10年以内 年1.66%（変動金利） 10年超 年1.87%（変動金利） ○特別金利 10年以内 年1.43%（変動金利） 10年超 年1.60%（変動金利） ※特別金利の適用は次のいずれかに該 当する場合 ア 鳥取県産業成長応援条例施行規則第 2条に定める重点分野にかかる事業を行 う 場合 イ 業態転換等を行う場合 ウ 事業承継を契機として事業承継者が雇 用の維持・拡大を図る場合 エ 地域経済活性化に資するものとして県 や国から設備投資に対する補助金等を受 けて行う場合 オ 法改正等による規制強化に伴って行う 場合	○当初5年 10年以内 年1.00% 10年超 年1.00% ○6年目以降 10年以内 年1.43% 10年超 年1.60%
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。	
保証料率	年0.23%～0.68%	
担保	保証協会の定めるところによります。	
保証人	保証協会の定めるところによります。	
償還方法	割賦均等償還	

申込先 金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/228071.htm>

名称

新事業展開資金(海外展開貸付)

施策概要

中小企業者等が、県内事業の安定・拡大を図るため海外需要の取り込みを図るなどの海外展開に取り組む場合に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)
融資利率	年1.43%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99472>

名称

新事業展開資金(経営革新貸付)

施策概要

中小企業者等が、新事業展開(新商品の開発や生産、商品の新しい生産、販売方式の導入など)に取り組む場合に、必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)
融資利率	年1.43%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99472>

名称

創業支援資金

施策概要

新たに事業に取り組もうとする個人及び中小企業者等、又は新たに中小企業である会社を設立しようとする中小企業者に対し、必要な運転・設備資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

資金の用途	創業等に係る事業実施に必要なとなる運転資金及び設備資金(新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く)	
融資限度額	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	1億円	3,500万円
融資期間	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	10年以内 (据置2年以内を含む。) (注)プロパー融資の残高がある場合等は3年以内とする特例あり。	10年以内 (据置1年以内(注)を含む。)
融資利率	年1.66%(変動金利) ※当資金を利用し、別に定める要件を全て満たす方は、設立・開業一年後支援金が受けられます。 【問合せ先 産業未来創造課 0857-26-7690】	
信用保証	すべて保証協会の保証が必要	
保証料率	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	年0.21%~0.48%	年0.80%
担保・保証人	一般貸付	スタートアップ創出促進貸付
	1. 3,500万円以内の額において、産業競争力強化法第129条第1項に規定する創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。以下同じ。)が適用された額について担保及び保証人(法人代表者を除く。)を徴求しないものとする。 2. 上記以外の場合は、保証協会の定めるところによる。	1. 物的担保は徴求しない 2. 保証人は徴求しない
償還方法	割賦均等償還	
経営支援	融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。	

※スタートアップ創出促進貸付は、国の全国統一制度の対象

申込先 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7249 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/244761.htm>

名称

地域経済変動対策資金

施策概要

地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化を受けて、売上減少等が生じた中小企業等に対して経営の安定化に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件

資金の用途	運転資金、設備資金(借換ができる場合があります。)
融資限度額	商工労働部長が別に定める額
融資期間	10年以内(据置3年以内を含む)。
融資利率	年1.43%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要
保証料率	年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

※融資条件には特例を設ける場合があります。

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=174291>

名称

中小企業小口融資

施策概要

小規模事業者の事業に対し、長期・低利の資金を金融機関が融資します。
(市町村の審査、金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件等

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金(本資金の運転資金又は設備資金の借入に併せて本資金を借り換える場合に限る。)
融資限度額	2,000万円
融資期間	運転資金:5年以内(据置6月以内を含む。) 設備資金:7年以内(据置1年以内を含む。)
融資利率	通常利率:年1.66%(変動金利) 特別利率:年1.43%(変動金利) ※特別利率の適用条件 次のいずれかに該当する場合があります。 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1か月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 ・最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期比5%以上減少見込み
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	不要
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	一括又は割賦均等償還

申込先

各市町村

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99479>

名称

働き方改革応援資金

施策概要

働き方改革に取む中小企業者等に対する融資です。金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

資金の用途	運転資金、設備資金(従業員の労働環境改善に必要なものに限る) ＜対象事業例＞ ○従業員向け施設(休憩所・食堂・更衣室等) ○労務管理用機器 ○遠隔地勤務用機器 ○企業内保育所 ○従業員向け施設のバリアフリー改修 ○外国人対応設備(多言語・宗教)
融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)
融資利率	年1.43%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.23~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保	保証協会の定めるところによります。
保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274392.htm>

名称

流動資産担保融資

施策概要

事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する者に対して、運転資金及び設備資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件等

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	1年(ただし、個別保証の場合は1年以内とする。) 1年毎の期間延長の申込を行うことが可能。ただし、当初融資期間から3年を超える場合は期間延長できず、新規申込を行う必要がある。
融資利率	年1.47%(変動金利)
信用保証	保証協会の保証が必要
保証料率	年0.68%
担保	申込人の有する流動資産 (ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみ)
保証人	法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
償還方法	根保証: 随時弁済又は約定弁済とします。 個別保証: 返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済とします。

申込先
金融機関

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99471>

名称**バイオ産業支援資金****施策概要**

認定事業者が行う事業活動に必要な資金を金融機関が融資します（金融機関の融資審査が必要となります。）。

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	運転資金：10年以内(据置3年以内を含む。)。 設備資金：15年以内(据置3年以内を含む。)
融資利率	年1.43%(変動金利)
信用保証	すべて保証協会の保証が必要です。
保証料率	年0.45～1.08%以内(保証協会基本料率より低く設定してあります。)
担保・保証人	保証協会の定めるところによります。
償還方法	割賦均等償還

融資対象認定について

金融機関への融資申込みに先立ち、融資対象者として県から認定を受ける必要があります。

鳥取県バイオ産業支援資金利子補助金

バイオ産業支援資金を利用する事業者に対して、対象資金の支払利息の一部を助成します。

- (1)補助期間：バイオ産業支援資金の融資を受けた日の属する月から60か月以内の期間
(対象期間内であっても、未納の延滞金がある期間は補助対象としません。)
- (2)補助金額：金銭消費貸借契約に定める償還条件について、年0.7パーセントに基づき算定した場合に、認定事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子に相当する額の合計以下。

問合せ先

産業未来振興課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/152318.htm>